

（最終処分に係る情報）

第7条 乙が行う又は他の処分業者に委託する最終処分に係る情報（場所の所在地、施設の名称、処分の方法及び施設の処理能力）については、別表2のとおりである。

2 甲は、廃棄物の処理に伴い発生した中間処理産業廃棄物が乙から他の処分業者に委託される場合、必要に応じて乙と最終処分業者との間で交わしている処理委託契約書、マニフェスト（又は受領書等）又は許可証の写し等により、前項の情報の確認を行うものとする。

3 最終処分に関わる情報に変更が生じたとき、乙は遅滞なく甲に通知するとともに、別表2を更新しなければならない。

（契約期間及び保存）

第8条 本契約の有効期間は、別表1に示す契約期間とする。ただし、通年契約の場合に限り、期間満了の1ヶ月前までに、当事者の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがないときは、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とすることができる。

2 甲及び乙は、本契約書及び本契約書に添付される書面を期間満了後5年間保存しなければならない。

（甲の義務と責任）

第9条 甲は、第3条の規定により提供された契約廃棄物の情報に関して、情報の記載がないものを含め乙から照会があった場合は、必要な情報を速やかに乙に通知しなければならない。

2 甲が、前項及び第3条の規定を遵守しないとき、乙は、契約廃棄物の引き取りを拒むことができる。

3 甲が、第1項及び第3条の規定を遵守しないことにより、乙が行う契約廃棄物の処分に重大な支障が生じ、乙又は第三者に損害が発生した場合、甲は、その賠償の責に任ずるものとする。

（乙の義務と責任）

第10条 乙は、処分施設において、契約廃棄物の受入から処分の終了まで法令に基づき適正に処理しなければならない。

2 乙が、前項の行程において、法令に違反した行為を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼした場合、前条第3項に該当する場合を除き、乙は、その賠償の責に任ずるものとする。

3 乙は、契約廃棄物の処理業務が終了した後、直ちに書面をもって、甲に報告しなければならない。ただし、当該書面は、マニフェストのD（処分終了）票をもって代えることができる。

（業務の調査等）

第11条 甲は、契約廃棄物の処理が法令の定めに基づき適正に行われているかを確認するため、乙に処分の実施状況について報告を求めることができる。

2 甲は、処分施設における廃棄物の処分状況等にて、実地の調査を行うことができる。この場合、乙はその実施状況について適切な説明をしなければならない。

（再委託の禁止）

第12条 乙は、契約廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、乙が当該業務を他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合、乙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で定める再委託基準に従って当該業務を再委託することができる。

（権利・義務の譲渡等）

第13条 乙は、本契約上の権利・義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

（内容の変更）

第14条 甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価若しくは契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲、乙が協議の上、書面によりこれらを定めるものとする。

（機密保持）

第15条 甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る機密事項を第三者に漏らしてはならない。

（契約の解除）

第16条 甲及び乙は、本契約の当事者が本契約の条項のいずれか若しくは法令等の規定に違反するとき、又は甲乙の合意があったときは、本契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、本契約の当事者が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は密接な関係がある場合には、催告することなく本契約を解除することができる。

3 前2項の規定により本契約を解除するに当たって、乙が甲から引渡しを受けた廃棄物の処理を完了していない場合は、当該廃棄物を甲、乙双方の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

4 乙は、第3条各項又は第8条第1項に基づき甲から提供を受けた情報により、廃棄物の収集運搬又は処分を適正に行なうことができないと判断した場合は、甲に対し、契約の変更又は解除を申し出なければならない。この場合において、甲は乙に当該廃棄物を引き渡してはならない。

（協議）

第17条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は本契約書の各条項に関する疑義が生じたときは、法令の定めに従い、甲、乙双方が誠意をもって協議の上で、これを決定する。

特約（料金の支払方法その他協議事項）

収入印紙	年 月 日
〔 処分用 〕	
産業廃棄物処理委託契約書	

排出事業者（甲）	住所
氏名	Ⓔ

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

処分業者（乙）	住所	札幌市中央区北1条東15丁目140番地
氏名	株式会社 公清企業	
	代表取締役 福田 年勝	Ⓔ
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）		
処分業許可番号	05120004748・05170004748	許可都道府県政令市名 札幌市
乙の事業の範囲	別表1に示す処分施設の内容のとおり	

甲及び乙は、甲の事業場から排出される産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の処分を適正に行うため、産業廃棄物処理委託契約（以下「本契約」という）を締結する。証として本書を1通作成し、甲、乙各々記名押印の上、甲は本書を保有し、乙はその写しを保有する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、甲が排出した本契約に関わる廃棄物（以下「契約廃棄物」という。）の処理業務を適正に遂行するため、本契約及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令（以下「法令」という。）を遵守する。

2 乙は、別紙1に示す数量の契約廃棄物を示された方法で処分できる施設（以下「処分施設」という。）において適正に処分する。

（乙の事業範囲及び許可証の添付）

第2条 乙の事業範囲は上記のとおりであり、事業範囲を証するものとして、許可証の写しを添付する。なお、許可を更新したとき、又は許可事項に変更があったとき、乙は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、更新後又は変更後の許可証の写しを契約書に添付する。

（適正処理に必要な情報の提供）

第3条 甲は、乙に契約廃棄物の性状及び荷姿に加え、通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項、他の廃棄物の混合等により生ずる支障に関する事項、日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークの表示に関する事項、石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物並びに特定有害産業廃棄物が含まれる場合にはその事項、その他取り扱いに関する注意事項について別表1に必要な情報を記入し、又は別途資料を作成し、提供しなければならない。

2 甲は、第2項で提供した情報に変更が生じた場合は、当該廃棄物の引渡しの前に、別表3に示す伝達方法により乙に変更後の情報を提供しなければならない。

（処分料金及び支払い）

第4条 廃棄物の処分に要する料金（以下「処分料金」という。）は、別表1に示す契約単価により算定する。

2 乙は、委託業務の終了した部分ついて、甲に処分料金を請求することができる。

3 甲は、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の写しの受領等により、適正に契約廃棄物の最終処分が終了したことを確認後、乙に処分料金を支払うものとする。ただし、具体的な支払方法等について後記特約に定めのある場合にはそれによるものとする。

4 契約単価が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

（収集運搬業者）

第5条 甲が契約廃棄物を処分施設まで他者に委託する収集運搬については、次の収集運搬業者（以下「委託運搬業者」という。）が行う。（収集運搬業者又は積込み場所若しくは荷下ろし場所が多数となる場合は別途書面を作成し添付する。）

収集運搬業者	住所
(積込み場所)	(荷下ろし場所)
収集運搬業許可番号	
(許可都道府県政令市名) ()	()

（マニフェストの交付等）

第6条 前条の場合において、甲は、契約廃棄物を委託運搬業者に引き渡す都度、必要事項を記載したマニフェスト（電子マニフェストを含む）を委託運搬業者に交付しなければならない。この際、甲は、手元にA票を残す。

2 乙は、契約廃棄物が処分施設に搬入される都度、委託運搬業者から前項のマニフェストの回付を受ける。

3 乙は、当該廃棄物の処分終了後、前項で回付されたマニフェストに必要な事項を記載のうえ、D票については甲に、またC2票については委託運搬業者に送付し、E票を保管する。C1票については乙において5年間保存する。

4 乙は、廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。）の最終処分（再生を含む。）が終了したときは、前項で保管したE票に最終処分の場所の所在地及び最終処分を終了した年月日を記載のうえ、甲に送付する。

5 前2項に定める乙から甲へのマニフェストの送付は、処分終了日及び最終処分終了日から10日以内に行わなければならない。

6 甲は、乙から返送されたD票及びE票を、A票とともに5年間保存しなければならない。（電子マニフェストは情報処理センターが保存する。）

